

第一部 総論

問題意識

(1) 財政支出の質的改善の必要性

継続的改革を怠れば、一部が将来回収困難となり、巨額の国民負担発生の可能性(特殊法人等に対する財政投融资約24兆円(2001年度計画)残高約257兆円(99年度末))

財政支出の単なる量的削減にとどまらず、その質的改善(将来の成長に寄与する事業への重点化等)を図る観点から特殊法人等の徹底した見直しを行い、効率化・重点化(一般会計・特別会計から7.6兆円(2001年度))

(2) 民業補完と地方分権等の徹底

「官から民へ」「国から地方へ」基本原則に基づき、事業・運営の見直し
民間主導型の市場原理に基づく自由で公正な経済・社会の実現、各地域住民の選択と負担による特色ある地域づくり・地方振興を図る

(3) 透明性と説明責任の確保

特殊法人等とその子会社等との連結、特殊法人等と一般会計・特別会計との連結なし
総務庁の行政監察の実施や大蔵省の財投事業に関する政策コスト分析の公表は限定的

特殊法人等の抜本改革を進めるための基盤整備と積極的活用

(1) 特殊法人等情報公開法の早期制定と着実な実施

特に政府の一部を構成すると見なされた法人等に対して、財務・業務・組織に関する積極的な情報提供を義務づけ、各法人の自主的な取組みを推進

(2) 政策評価の着実な実施

最初の課題として、特殊法人等が行う事業に関わる政策評価を実行すべき
通常国会に提出予定の政策評価法(仮称)の制定に当たり、第三者評価機能の拡充、評価結果と予算・組織・人事、計画の連動性確保等を行い、評価結果を活用した政治主導の政策決定が行われるようにする。

(3) 財務・会計の透明性確保

現在、自民党(特別会計と特殊法人等との連結財務諸表作成)、政府(特殊法人等の会計処理基準の見直し)での検討を今回の抜本改革の作業に積極的に活用
独立行政法人の会計処理基準の充実(子会社等との連結を想定したものにする)

特殊法人等の抜本改革の具体的な進め方(詳細は別紙「特殊法人等の抜本改革の具体的な進め方」ご参照)

(1) 基本方針(国から独立した法人として事業遂行する場合は、原則独立行政法人通則法に基づく独立行政法人へ移行)

情報公開法対象法人(政府の一部とみなされた法人等) 原則、非公務員型の独立行政法人化ないし廃止、民営化

情報公開法非対象法人(政府の一部とみなされなかった法人等) 特殊法人等としての存続を認めず、民営化ないし民間法人化により自立化を促す等

(2) 特殊法人等が行う個々の事業の徹底的検証

特殊法人等の所管省庁は今後6ヶ月以内に、政策の全体像の明確化・妥当性の吟味、国から独立した法人に事業遂行させる必然性を挙証すべき

(3) 政治の決断による抜本改革の実行

今後1年以内に、個々の事業の必要性の可否、継続する事業に相応しい組織形態の見直しに関する最終結論をとりまとめる

(4) 公務員制度改革との連携の必要性

「天下り」問題への対応として、例えば、公務員の新規採用の抑制、早期勧奨退職制度の是正等を図る

第二部 主な事業別の課題

(1) 公共事業

特殊法人等に対して有償資金等を大量投入する形態による公共事業の遂行の必要性・妥当性の再検討
適正な将来見通しの開示による事業継続の適否の判断(政策的に必要と判断された場合にも、国の直轄事業化、地方への移管、民間委託等を検討)

(2) 政策金融

超長期・低利・固定の融資を特殊法人等が財政負担を伴って遂行する政策金融の必要性・妥当性の再検討
民間金融機関並みのディスクロージャーを行い、融資対象の分野や事業を精査
必要性の薄れた分野や民間金融機関でも対応可能と判断された分野は、時限措置を設けた退出戦略を策定
融資分野の整理合理化を進める中で、政府系金融機関以外の特殊法人等(公団、事業団、認可法人)が有する出融資機能も整理統合

(3) その他の事業に係る法人

事業運営の効率化、情報開示の徹底(医療保険給付審査・決済関係法人等)
類似・重複分野を見直し、組織運営上の自律性、業務の透明性を確保して、重要分野に総合的に取り組める体制へ再編(試験研究機関等)